

豊見城市条例第23号

豊見城市景観まちづくり条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 景観計画の策定等（第8条—第10条）
- 第3章 行為の届出等（第11条—第18条）
- 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第19条）
- 第5章 景観まちづくりの推進（第20条—第22条）
- 第6章 雜則（第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、育まれてきた風土や歴史文化などの美しい豊かな景観を守り育て、市民、事業者、行政の協働による景観まちづくり（以下「景観まちづくり」という。）の推進を図り、地域の発展に寄与する良好な景観を市民共有の資産として、次世代への継承に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、次の各号に掲げる用語の定義によるものほか、法において使用する用語の例による。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者及び活動する者又は市内に土地若しくは建築物等を所有する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業を行う法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び個人をいう。

（基本理念）

第3条 景観まちづくりは、文化財や祖先から受け継いだ歴史文化資源、緑の丘陵、海、川の水辺等の自然景観及び人々の集う交流空間を保全し、創出し、再生し、及び次世代へ継承していくこととし、その実現に向け、市、市民及び事業者が協働して推進しなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、景観まちづくりを推進するため、必要な施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市は、公共施設の建設その他公共事業を行う場合は、景観まちづくりに先導的役割を果たすよう努めるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らが景観まちづくりの主たる担い手であることを認識し、主体的に景観まちづくりに努めなければならない。

2 市民は、この条例の目的を達成するため、事業者及び市との協働による景観まちづくりに努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの行為が景観まちづくりに影響を与えるものであることを認識し、事業活動の実施に当たっては、積極的に景観まちづくりに努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため、市民及び市との協働による景観まちづくりに努めなければならない。

(国等に対する協力の要請)

第7条 市長は、景観まちづくりを推進するため、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体又はその他公共的団体に対し、協力を要請するものとする。

第2章 景観計画の策定等

(景観計画の策定等)

第8条 市長は、景観まちづくりを推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、法第9条に定める手続のほか、あらかじめ、豊見城市附属機関の設置に関する条例（平成16年豊見城市条例第18号）第2条の規定に基づき設置された、豊見城市景観まちづくり審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

(景観形成重点地区の指定)

第9条 市長は、景観まちづくりを重点的に推進する必要があると認める地区を景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）として指定し、次に掲げる事項を定めることができる。

(1)重点地区の区域

(2)重点地区の景観形成方針

(3)重点地区の景観形成基準

(4)重点地区の景観形成推進方策

2 市長は、重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地区の市民、事業者及び審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、重点地区を指定したときは、その旨を告示するものとする。

4 前2項の規定は、重点地区の指定を変更し、又は解除する場合において準用する。

(景観地区への移行)

第10条 市長は、前条の重点地区において特に重要な地区については、法第61条第1項の景観地区として定めるよう努めるものとする。

第3章 行為の届出等

(行為の届出前の事前協議等)

第11条 法第16条第1項又は第2項の規定により届出をしようとする者は、規則で定めるところにより市長と事前協議しなければならない。

2 市長は、前項の事前協議において、その事前協議に係る行為が景観計画に定める当該行為の制限に適合しないと認めるときは、事前協議を行う者に対し、必要な措置を講じるよう助言し、又は指導することができる。

3 前項の規定により助言又は指導を受けた者は、行為内容の改善に努めなければならない。

4 市長は、第1項の事前協議が完了したときは、事前協議を行う者に対し、証明書を発行しなければならない。

(高さ制限の緩和)

第12条 法第16条第1項又は第2項の規定により届出をしようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、景観計画に定める建築物又は工作物の高さの最高限度（以下「高さ制限」という。）の緩和を受けることができる。

（1）公益上やむを得ない理由があると認める場合

（2）その他市長が必要と認める場合

2 前項の高さ制限の緩和を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請において、高さ制限の緩和の是非について判断するときは、審議会の意見を聴くことができる。

4 市長は、高さ制限の緩和の是非を決定したときは、申請した者に対し、その旨を通知しなければならない。

（届出を要する行為）

第13条 法第16条第1項各号の行為をしようとする者は、規則で定めるところにより市長に届出なければならない。

2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

（1）土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

（2）木竹の伐採

（3）屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

3 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、平面図、断面図、緑化計画図、景観計画区域内行為事前協議完了証明書その他規則に定める図書とする。

4 市長は、法第16条第1項及び第2項の規定による届出において、その届出に係る行為が景観計画に定める当該行為の制限に適合すると認めるとときは、届出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

（届出を要しない行為）

第14条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、別表に該当しない行為とする。

（特定届出対象行為）

第15条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為とする。

（勧告又は命令等）

第16条 市長は、法第16条第3項に規定する勧告又は法第17条第1項若しくは第5項に規定する命令をしようとする場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

（公表）

第17条 市長は、法第16条第3項に規定する勧告又は法第17条第1項若しくは第5項に規定する命令を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告又は命令に従わない場合は、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、その公表に係る者に意見陳述の機会を与えなければならない。

（完了届）

第18条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、その届出に係る行為を完了したときは、完了後7日以内にその旨を市長に届出なければならない。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等)

第19条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第27条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除、又は法第35条第1項若しくは第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除において準用する。

第5章 景観まちづくりの推進

(啓発及び広報活動)

第20条 市長は、市民及び事業者の景観に関する意識の高揚及び知識の普及を図るため、啓発及び広報活動に努めるものとする。

(表彰)

第21条 市長は、景観まちづくりに寄与すると認められる活動をした個人又は団体を表彰することができる。

(関連制度との連携)

第22条 市長は、景観まちづくりの実現を目指すために、都市計画、観光、産業、文化その他景観まちづくりに関連する分野との連携を強化し、関連する制度及び施策等の活用に努めなければならない。

第6章 雜則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成30年4月1日から施行する。

別表 (第14条関係)

行為		規模
建 築 物	・新築、増築、改築若しくは移転	次のいずれかに該当するもの (1)建築物の高さが10m以上のもの (2)建築物の延床面積が500m ² 以上のもの
	・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の規模に該当する建築物のうち、外観の変更の範囲が10m ² を超えるもの
工 作 物	新 設	・擁壁、塀、柵
	增 築	・煙突
	改 築	・R C柱、鉄柱、木柱等 (電柱を除く)
	若 し く は	・タンク等
	移 転	・広告塔、電波塔等
		・高架水槽、サイロ、物見塔等 ・遊戯施設、プラント、車庫、廃棄物処理施設

	<ul style="list-style-type: none"> ・電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線（その支持物を含む）その他これらに類するもの 	高さが20m以上のもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 	上記の規模に該当する工作物のうち、外観の変更の範囲が10m ² を超えるもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為 	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1)面積が500m²以上のもの (2)切土又は盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが3m以上のもの</p>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 	面積が500m ² 以上のもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・木竹の伐採 	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1)幹周が90cm以上のもの (2)伐採面積が500m²以上のもの</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 	面積が500m ² 以上又は高さが3m以上かつ60日以上継続するもの